

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

(1) 鹿追町発注に係る 工事（当該工事内容の変更

に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企
業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完
了するまでは解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にか
かわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して **その権
限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する
権限並びに請負代金（前払い金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当
企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。**

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請
負代金の変更があつても、この比率は変えないものとする。

（構成員名） %

（構成員名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議し
て評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、運営委員会を設け、組織及び編成
**並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その
他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定
し、建設工事の完成に当たるものとする。**

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請け契約その他の建設工事
の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うも
のとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、**共同
企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座**によって取引するものとす

る。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とする事が出来るものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　社は、上記のとおり　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本　通及び副本　通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため鹿追町長に提出する。

平成　年　月　日

共同企業体の名称　　特定建設工事共同企業体

代表者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名

構成員　住　　所

商号又は名称

代表者氏名

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

(1) 鹿追町発注に係る 工事（当該工事の内容の変

更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 （構成員名）

工事 （構成員名）

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事行程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところに

より必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　社は、上記のとおり　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本　通及び副本　通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため鹿追町長に提出する。

平成　年　月　日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者　住　　所

商号又は名称

代表者　氏名

構成員　住　　所

商号又は名称

代表者　氏名

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

鹿追町 発注に係る下記工事については、 特定
建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工
事の工事額を、次のとおり定める。

記

1 工事名 工事

2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

工事（構成員名）	円
工事（構成員名）	円

外社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、鹿追町発注に係る建設工事（以下「工事」という。）を共同連帶して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、平成 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期（前項ただし書の場合を除く。）は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく損益配分等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別添附屬協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が隨時定めるものとする。

2 構成員は、自己の意志及び構成員全員の同意によつても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うもの

とする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。
(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
(権利義務の制限)

第15条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

- 2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。
- 3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- 4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたころの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決済の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することが出来る者とする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用する者とする。

(工事途中に於ける構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用する者とする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とする事ができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書及び第8条第1項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　社は、上記のとおり　　経常建設共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本　通及び副本　通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため鹿追町長に提出する。

平成　年　月　日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名

構成員　住　　所

商号又は名称

代表者氏名

経常建設共同企業体付属協定書（甲）

鹿追町 発注に係る下記工事を 経常建設共同企業体
が施工するため、 経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規
定に基づき、次のとおり協定する。

（工事名）

第1条 この協定書の目的である工事（以下「工事」という。）は、次のとお
りとする。

工事名 工事

（出資の割合）

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請
負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

（構成員名） %

（構成員名） %

（決算）

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処
分を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工
事の決算に繰り入れることができる。

（損益の分担）

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、
構成員は第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠
損を負担するものとする。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により
構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱
退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって
分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決
算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱
退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、前条各項を準用するものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者 氏名